

令和8年4月24日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（1）

関東地方整備局は、中村土建株式会社（栃木県宇都宮市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○総務部契約課 課長 榎本（内線：2511）

○総務部契約課 課長補佐 園田（内線：2517）

○企画部技術調査課 課長 山下（内線：3251）

○企画部技術調査課 課長補佐 傳田（内線：3252）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 小宮（内線：5880）

経理調達課 課長 兒玉（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
中村土建株式会社	栃木県宇都宮市大曾4-10-19

2. 指名停止措置期間

令和8年4月24日から令和8年5月7日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、関東地方整備局発注の「R6松木山腹工（大畑沢）工事」において、令和7年6月25日9時20分ころ、ケーブルクレーン上部タワー付近で横行索の盛替え作業を行っていた際、サイドステー（控ワイヤー3本）を設置していた岩塊が砕け、サイドステーが抜けたことで上部タワー柱がバランスを崩し転倒し、上部タワー下部で作業を行っていた作業員に激突し、死亡する工事関係者事故を発生させた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第7号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内